

国際教養大学教職員評価規程

平成 16 年 4 月 1 日
大学経営会議決定
規程第 20 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国際教養大学教職員就業規程（以下「教職員就業規程」という。）第 10 条に規定する教職員の評定に関し必要な事項を定めることにより、教職員の評価の適正な執行を確保し、もって教職員の職務遂行その他の活動（以下「活動」という。）の改善に資するとともに、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）において評価の結果を教職員の処遇等に適切に反映することにより、教職員の職務遂行に対する意欲を高め、もって法人の業務の実績の向上を図り、国際教養大学の理念及び目的の実現に資することを目的とする。

(評価の基本方針)

第 2 条 法人が行う教職員の評価は、公正及び公平に行われ、また、教職員の職務の実績及びその能力について行われなければならない。

2 法人は、評価結果を決定した過程及び評価の結果をできる限り公表するよう、また、評価結果を決定する過程において当該評価に係る教職員の意見を聴く手続を設けるよう努めなければならない。

(評価者)

第 3 条 教職員の評価は、理事長が大学経営会議に諮ったうえで、これを行う。

2 理事長は、評価を行うにあたり、責任者等を定めて、その全部又は一部を責任者等に行わせることができる。

(評価の対象者)

第 4 条 評価の対象者は、教職員就業規程第 2 条に規定する教員、事務職員及び専門職員とする。

(評価の方法)

第 5 条 教職員の評価は、業績評価及び能力評価の方法により行う。

2 業績評価及び能力評価の方法については、理事長が別に定める。

(評価の範囲と評価結果の決定時期)

第 6 条 教職員の評価は、各年度の 4 月から 3 月までの活動（活動予定を含む。以下同じ。）について、各年度の 3 月までにこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、各号に掲げる年度の活動について、当該年度の 9 月までに評価を行う。

一 法人と 1 年を超える任期を定めた雇用契約を結んだ者の任期の最終年度

二 テニユア契約を結んだ教員の3年毎のベース年俸の見直しを行う年度

三 職員の3年毎のベース年俸の見直しを行う年度

(評価結果)

第7条 評価の結果は、教員については、S、A7、A6、A5、A4、A3、A2、A1の8の区分の評語を用いて決定する。職員については、S、A3、A2、A、B、C、Dの7の区分の評語を用いて決定する。

(評価結果の通知)

第8条 評価の結果は、各教員に対し各年度の3月(第6条第2項に規定する評価の結果にあつては当該年度の9月)に通知する。

(評価結果の反映)

第9条 評価の結果は、教職員の再契約の判断、職級及び年俸の決定等に反映させる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(評価の範囲に係る経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、平成16年度の2月に行う評価の範囲は、平成16年度の4月から12月までの教職員活動とする。

(細則)

3 この規程の施行に係る細則は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。